

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る競争的対話における質問等に対する回答

	質問	回答
1	競争的対話における質問について、令和6年6月28日(金)までに回答をいただけないでしょうか。	正式な回答については公表をもって行いますが、競争的対話の実施に当たって事前に提出いただいた質問のほか、対話においていただく再質問について、可能な限り対話の場で回答します。
2	令和8年12月の給食提供開始を遵守していない提案を行った場合については、要求水準未達ということで失格という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	令和8年9月までの本施設の設計・施工のため、次の内容を承諾(確約)いただけるでしょうか。 落札者の決定時期に関して、令和6年「9月下旬」から「8月下旬」に前倒し可能か、不可能か。 基本協定の締結時期に関して、令和6年「10月上旬」から「9月上旬」に前倒し可能か、不可能か。 上記の前倒しが可能となる前提で、基本協定の締結後、速やかに「設計の打合せを含む準備行為」が可能か、不可能か。	本事業に係る落札者の決定等は、法令に規定する一般競争入札に係る手続として実施するものであり、そのスケジュール等は、既に入札説明書等において公表しているものです。入札手続の公正性や適正性の観点から落札者決定等のスケジュールを前倒しすることはできませんが、基本協定締結後における関係機関等との協議に向けた設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る競争的対話における質問等に対する回答

	質問	回答
4	<p>「入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答No1他」において「設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します」とありますが、「設計の打合せ」とは、どのような内容まで含まれるのかご教示ください。次のうち、準備行為に含まれるものをご教示ください。</p> <p>法令等及びインフラに関する事前協議 敷地内外での事前調査の実施(地盤調査、電波障害調査など) 基本設計の着手及び実施(施設、厨房計画についての提案に対し、市からの確認事項・疑義がある事項の提示、要求水準書との適合についての市との確認を含む)</p>	<p>入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答における「設計の打合せ」とは、要求水準書に係る内容について、要求水準書等への適合の確認や疑義事項への確認・調整がそれに当たるものと考えています。</p> <p>また、「市が協力する準備行為」とは、「設計の打合せ」のほか、事業者が設計者・建築主の責として実施する市の開発部署等の許認可権者、市や県のインフラ管理者、消防・警察等の関係機関との協議に向けた事前の打合せや、敷地内外で実施する事前調査等がこれに含まれるものと考えています。</p> <p>一方で、事業者と市の開発部署等の許認可権者、市や県のインフラ管理者、消防・警察等の関係機関との協議については、一般的な準備行為に含まれるものと考えますが、事業者が設計者・建築主の責として実施するものです。</p> <p>このような考え方の下、ご質問のあった から について次のとおり回答します。</p> <p>については、事業者が実施する関係機関との協議に向けて要求水準等に係る確認や調整をするための打合せは可能ですが、事業者が実施する関係機関との事前協議については、事業者が設計者・建築主の責として実施するものと考えています。</p> <p>なお、準備行為として、事業者が関係機関と協議・調整を行うことは可能と考えます。</p> <p>について、地盤調査等の事業用地内で実施する行為については、解体工事受注者との調整が必要となるため、必ずしもご希望どおりできるとは限りませんが、入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答のとおり、事業者のご希望に添うことができるよう解体工事受注者との調整に協力します。</p> <p>については、これを実施するための設計の打合せに協力します。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る競争的対話における質問等に対する回答

	質問	回答
5	<p>建設工事に使用する材料(鉄鋼材)や工事内容(杭工事、EV工事等)において、調達等に時間がかかる物があります。事業スケジュールを履行する為、入札説明書等に関する第1回回答(令和6年5月10日)にありましており、発注承認等において市の柔軟なご対応・ご協力を頂けると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業においては、工事の施工のための図面や使用材料に対する発注者の承諾行為としての発注承認は、市が実施するものではありません。                      入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日分)については、あくまでも、設計の打合せを含む準備行為への協力をを行うこととしたものです。                      なお、事業契約上の各設計図書の確認等については、事業契約締結後に実施しますが、これに向けた要求水準等に係る事前確認や調整については、準備行為として協力します。</p>
6	<p>令和8年12月の給食開始に向けて、仮に開業準備期間を1ヶ月に短縮したとしても、設計・建設工事が間に合うか非常に厳しい状況にあります。                      つきましては、設計・建設工事期間の短縮のため、開発許可申請、建築確認申請等に係る手続きの円滑な進行が不可欠であり、貴市の全面的なご協力を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>開発許可申請、建築確認申請等の許認可に係る手続きは、事業者が設計者・建築主の責として実施するものであり、その期間を短縮するための協力は困難であると考えていますが、要求水準書等への適合の確認や疑義事項への確認等の設計の打合せについては、準備行為も含め、できる限りの協力をします。</p>
7	<p>令和8年12月の給食開始に向けて、仮に開業準備期間を1ヶ月に短縮したとしても、設計・建設工事が間に合うか非常に厳しい状況にあります。                      つきましては、入札説明書等に関する第1回回答(令和6年5月10日)No.11、No.12、No.24、No.25を踏まえ、「給水本管の延伸工事」「市営斎場のガスバルブからの引き込み」「解体工事に支障のない工事等」「仮囲いの詳細な設置時期・場所」等につきまして、設計・建設工事期間の短縮のため、解体工事受注者との調整に係る打ち合わせを、貴市のご協力の下及び貴市の関係部署の同席の下、提案前に設営して頂くことはできませんでしょうか。</p>	<p>基本協定書(案)に記載のとおり、基本協定締結後の設計の打合せを含む準備行為にはできる限りの協力をしますが、落札者が決定していない提案前の段階において、市が解体工事受注者との調整に係る打合せの機会を設けることはできません。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る競争的対話における質問等に対する回答

	質問	回答
8	<p>本工事に係る開発許認可や建築確認等、貴市が対応される許認可手続を早めて頂く事は可能でしょうか。(例えば、開発許認可に4ヶ月要する所を2ヶ月で行う、確認申請に2ヶ月要する所を1ヶ月で行う等)また、近隣への周知活動につきましても、事前に貴市において進めていただくことは可能でしょうか。 (上記に関しては、事業者のノウハウで工期の短縮化ができないため、貴市にご協力をいただきたいと思いますと考えております。)</p>	<p>開発許可申請、建築確認申請等の許認可に係る手続は、事業者が設計者・建築主の責として実施するものであり、当該手続における特別な対応は困難であると考えていますが、発注者として、要求水準書等への適合の確認や疑義事項に係る考え方の整理等について、設計の打合せとしてできる限りの協力をします。 また、事業用地における整備を含む本事業の概要について、周辺の自治会等に対しこれまでも説明を行ってきていますが、今後も事業の進捗状況等に応じて、説明を行う予定です。 なお、施工者としての工事説明会等については、地域からの要望もあるため、実施していただきたいと思います。</p>
9	<p>工期短縮を目的に、地質調査業務を本事業から切り離し、別途、貴市で地質調査業務を発注し、調査結果を令和6年10月31日までに業者に提示いただけないでしょうか。</p>	<p>「参考資料4 地盤調査結果」は、市が事前に実施した地盤調査について、その概要をお示しするものです。調査結果及び試験結果の閲覧又は貸与を希望する場合は、次のとおり、電子メールで申し込みください。 申込先 ・相模原市教育委員会学校給食課企画推進班 ・電子メールアドレス gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp なお、この調査で実施した3か所以外の地点における地盤調査が必要である場合は、事業者において実施してください。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る競争的対話における質問等に対する回答

	質問	回答
10	<p>入札説明書等に関する第1回回答(令和6年5月10日)No.63に「家屋調査は事業者が必要と判断する範囲を実施してください」とあります。一般的に解体工事の周辺への影響は建設工事のものより大きいと考えられ、解体工事にて家屋調査を実施した範囲に建設工事の家屋調査の範囲を合わせないと、「解体工事時には家屋調査したにも関わらず、建設工事ではなぜ家屋調査に来ない」との苦情が貴市に寄せられる可能性があります。その可能性を回避するため、改めて「解体工事で実施される家屋調査対象範囲」をご教示頂けませんでしょうか。</p>	<p>入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)のとおり、解体工事にて実施する家屋調査の範囲は、緩衝緑地を除く敷地境界から30mの範囲を基本とし、解体工法等による影響を考慮した上で、必要に応じて、それ以上の範囲を実施することも可としています。</p> <p>また、解体工事受注者が実際に実施した家屋調査の範囲については、解体工事における家屋調査完了後に情報提供が可能です。</p>
11	<p>「令和8年12月の給食提供開始時期を遵守」とありますが、万一、給食提供開始時期の遅延が発生した場合のペナルティとしては、事業契約書第53条に規定されている「維持管理・運営業務開始の遅延による違約金」が該当するとの理解でよろしいでしょうか。当該違約金は、「サービス購入費A(消費税込み)+サービス購入費Bの元本(消費税込み)+サービス購入費C(消費税込み)×遅延日数×利率(財務大臣の決定する率)で算出されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者の責めに帰すべき事由により維持管理・運営開始予定日を遅延した場合の遅延損害金の事業契約書(案)における規定については、お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、遅延損害金の算定方法については、サービス購入費のA、Bの元本額及びCの額に消費税及び地方消費税相当額を加え、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率(競争的対話実施日現在においては、年2.5%。変更の可能性あり。)を乗じることとしています。</p> <p>なお、事業者の責めに帰すべき事由により維持管理・運営開始予定日を超えて施設の引渡しが遅延したことにより遅延損害金を支払う場合は、その支払いに係る期間を除いて遅延損害金を算定します。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る競争的対話における質問等に対する回答

	質問	回答
12	<p>現在解体後地盤が想定されていますが協議の上、解体後地盤の高さを変更頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>解体後地盤高の記載のある要求水準書の参考資料5は、解体工事に係る発注仕様書に添付されている資料と同内容のものであり、解体後地盤の高さを変更することはできません。                      なお、当該資料に提示している解体後地盤については、あくまでも想定であり、解体工事の施工状況等によって多少の施工誤差が見込まれます。</p>
13	<p>一部の中学校において事業者が整備するプラットフォームの大きさを、3,000mm×3,000mmではなく、同じ面積である2,250mm×4,000mmとさせて頂くことは可能でしょうか。                      配送トラックの安全な取り回し・駐車、コンテナの安全な積み下ろし等を確保するためのものです。                      例)大野台中学校&lt;参考資料10「学校配膳室の概要」の9 - 平面図ご参照&gt;                      若草中学校&lt;同資料14 - 平面図ご参照&gt;</p>	<p>要求水準書の参考資料10にお示ししているとおり、プラットフォームのサイズや位置等を変更する協議ができることとしていますが、この協議に当たっては、生徒の安全確保が必須事項となります。                      なお、例示されている大野台中学校及び若草中学校におけるプラットフォームの大きさの変更については、生徒の安全性が確保される等の条件が整うことを前提として、実現性が高いものと考えています。</p>
14	<p>参考資料10「学校配膳室の概要」の9 - 「平面図(大野台中学校)」では、「平面図の位置への整備は、令和8年8月までに市において整備を実施する予定」と記載されています。                      市によるネットフェンス・門扉整備完了時期については、事業者によるプラットフォーム整備が夏休み中に完了できるよう調整頂くことは可能でしょうか。                      貴市によるネットフェンス・門扉の整備後、令和8年12月の給食開始までの期間も弁当配送の受け渡し場所に使用されることを踏まえ、夏休み中に事業者がプラットフォームを整備することが望ましいためです。</p>	<p>市が実施するネットフェンス、門扉等の整備については、デリバリー給食の配送がない期間に実施する予定であり、10日間程度の工期を見込んでいます。                      また、事業者によるプラットフォームの整備についても同期間の実施を見込んでいるため、それぞれの整備を円滑に行うことができるよう、工事の時期や工程の調整を行うものと考えています。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る競争的対話における質問等に対する回答

	質問	回答
15	<p>参考資料10「学校配膳室の概要」の1 - 「学校配置図(相陽中学校)」では、配膳室への荷下ろし場所について、昇降口を経由する経路を提案してもよろしいでしょうか。</p> <p>この場合、直接、昇降口に荷下ろしをする、昇降口直近の渡り廊下に荷下ろしをすることが考えられますが、いかがでしょうか。</p> <p>仮に安全性の確保の観点から困難であるとされた場合、2名でコンテナを運搬することする場合であっても、協議は困難でしょうか。</p> <p>いずれの場合にも、配送トラックがバックしながら学校敷地内を通る動線が極短くなることから、学校内の安全性が高まり、貴市が予定している砂利式舗装の距離も短くすることができます。</p> <p>なお、昇降口は傾斜・幅ともにコンテナを移動させるための条件を現状のままで満たしており、工事を必要としません。</p>	<p>要求水準書の参考資料10にお示ししているとおり、各配送校内における搬入車両等の動線は、より安全性が向上する等の場合において、事業者の提案は可能です。</p> <p>相陽中学校における搬入車両等の動線に係るご提案については、同校は生徒数・学級数に対し昇降口が狭く、かつ、昇降口から配膳室までのコンテナ運搬経路において死角となる場所も多いことに加え、荷下ろし場所の変更により校舎内のコンテナの動線が長くなるなど、2名でコンテナを運搬する場合においても、生徒の安全性の確保・向上に課題が多いため、昇降口及び昇降口直近の渡り廊下での荷下ろしのいずれの場合においても、実現は困難なものと考えます。</p> <p>なお、ご提案の荷下ろし場所の変更により配送車両の学校敷地内の動線は短くなるものの、想定 of 配送車両の動線である砂利敷き舗装予定箇所は生徒が普段通行する場所ではなく、明確な生徒の安全性の確保・向上が望めないものと考えています。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る競争的対話における質問等に対する回答

	質問	回答
16	<p>参考資料10「学校配膳室の概要」の2 - 「学校配置図(大野北中学校)」では、配膳室が配膳室 と配膳室 と2箇所になっています。                  配膳室 は作らずに、配膳室 のみとすることを提案してもよろしいでしょうか。                  配膳室 のみとすることにより、生徒さんが各教室から配膳室に食器・食缶を取りに来る動線と配膳室から食器・食缶を各教室にの持ち運ぶ動線を一方通行(例えば時計回り)で分けることができ、食器・食缶の持ち運びに際する生徒の安全性が高まると考えます。                  なお、配膳室 は同校全ての食器・食缶を収納できる広さを有しています。                  配膳室数の変更が認められない場合、配膳室は2か所としつつ、荷下ろし場所を1か所とすることは可能でしょうか。</p>	<p>要求水準書の参考資料10にお示ししているとおり、事業者の提案による協議に応じることとしているものは、より安全性が向上する等の場合における搬入車両等の動線等の変更であり、学校配膳室の配置の変更は協議の対象ではありません。                  配膳室の配置については、既存の配膳室の面積だけではなく、各配送校の生徒数や学級数、配膳室の出入口の場所等に応じて決定しています。                  大野北中学校については、生徒数や学級数が多く、また、整備済の配膳室前のスペースが狭いことにより生徒が滞留し、配膳に多くの時間を要してしまうことが見込まれるため、配膳室を2か所に配置することとしたものであり、1か所での運用は認められません。                  また、荷下ろし場所を1か所とした場合、校舎内のコンテナの動線が長くなり、生徒の動線と交錯する可能性が高くなることで生徒の安全性の確保・向上に課題が生じるとともに、配送車両の学校敷地内の動線は短くなるものの、学校配膳室 で荷下ろしをするための配送車両の想定動線は生徒が普段通行する場所ではなく、想定荷下ろし場所とご提案の荷下ろし場所を比較した場合、明確な生徒の安全性の確保・向上が望めないため、実現は困難なものと考えます。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る競争的対話における質問等に対する回答

	質問	回答
17	<p>参考資料10「学校配膳室の概要」11 - 「学校配置図(谷口中学校)」では、食器・食缶の荷下ろし場所が配膳室と渡り廊下の2箇所となっています。</p> <p>荷下ろし場所を配膳室1ヶ所とし、校舎内にできる通路を使用して渡り廊下近くのエレベータまでコンテナを配膳員2名で安全に運ぶことを提案してもよろしいでしょうか。</p> <p>荷下ろし場所を1ヶ所とすることにより、配送トラックがバックしながら学校敷地内を通る動線が極短くなることから、学校内の安全性が高まると考えます。</p>	<p>要求水準書の参考資料10にお示ししているとおり、各配送校内における搬入車両等の動線は、より安全性が向上する等の場合において、事業者の提案は可能です。</p> <p>谷口中学校における搬入車両等の動線に係るご提案については、安全性の確保・向上が見込まれるものであるため、実現性は高いものと考えます。</p>
18	<p>要求水準書改訂版「第5 5(2)ア」に「調理済食品の配送校到着時刻は、…原則給食開始の40分前までとする。」とありますが、学校給食衛生監理基準等に基づく「調理後2時間以内に給食できるよう努めること」を遵守するため、一部の中学校の配送到着時刻を給食開始30分前までとさせて頂くことは可能でしょうか。</p> <p>なお、給食開始30分前までの配送でも対象校の配膳に支障はございません。</p> <p>例)給食センターから距離のある場所に所在する相武台中学校 荷下ろし場所が2ヶ所である大野北中学校及び大野南中学校</p>	<p>配送校到着時刻を原則として給食開始の40分前とする要求水準は、学校給食衛生管理基準において、「検食は、学校給食調理場及び共同調理場の受配校において(中略)児童生徒の摂食開始時間の30分前までに行うこと」とされていることを踏まえて設定したものであり、要求水準書の参考資料にお示しする給食開始時間30分前までの検食準備が可能であることを条件に、到着時刻の変更を例外として認めます。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る競争的対話における質問等に対する回答

	質問	回答
19	<p>事業者が行う主な業務の範囲として、「事務備品調達業務」がありますが、「事務備品維持管理業務」の記載がありません。事務備品維持管理業務は事業者の業務範囲に含まれず、当該費用の計上も不要という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書において、原則として、事業者が本事業の中で整備を実施する範囲を維持管理業務の範囲としています。 このため、事務備品の維持管理についても当該業務に含むものであり、これに要する費用を計上する必要があります。 なお、市職員用事務室及び市職員用更衣室の事務備品については市が維持管理を行い、その他の事務備品については事業者が実施するものとします。</p>
20	<p>要求水準書「(ウ)維持管理業務」に「学校配膳室等維持管理業務」がありますが、詳しい業務内容が要求水準書に記載されていません。学校配膳室等維持管理業務が事業者の業務範囲となる場合、維持管理の対象となる「学校配膳室等」の詳細をご教示ください。例として、エアコン、給湯器などの維持管理・更新が含まれる場合は、メーカー、容量、型番等を教示ください。</p>	<p>事業者が行う学校配膳室維持管理業務の主な内容については、事業者が指定工事として整備するプラットフォームの日々の清掃や欠けの補修等のほか、事業者が自らの提案により整備する設備について、その性能を常時適切な状態に保つための管理を想定しています。 なお、エアコン・給湯器等の要求水準書の参考資料10において備品一覧としてお示ししているものについては、学校配膳室等業務に含まれる日常点検及び清掃を除き、市が維持管理をします。 ただし、事業者の日常点検や使用方法の不備、事業者の責による故障等に伴い生じる費用については、事業者の負担となります。</p>
21	<p>円滑な給食提供開始に当たり、センター職員を早期に採用し、HACCPの理解等を教育する必要があります。そのため、引渡し前から雇用しトレーニングを行う必要があると考えますが、この人件費は様式集のどこに記載すれば良いでしょうか。</p>	<p>様式I-8の開業準備費見積書の「研修・訓練費」としてください。</p>